

株式会社古川製作所 行動計画

女性活躍推進法に基づき、女性が長期継続的に活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年2月1日 ～ 令和7年1月31日

2. 内容

目標1 (女性活躍推進法)

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供として、新卒採用者の内、毎年20%を女性の採用とする。

令和4年4月：新卒採用予定者15名(内3名女性)

令和5年4月：新卒採用予定者15名(内3名女性)

令和6年4月：新卒採用予定者10名(内2名女性)

目標2 (次世代法・女性活躍推進法)

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備として、一般従業員(嘱託社員を含む)の時間外労働時間を平均25時間以内とする。

毎月、部門毎に時間外・休日労働時間が45時間を超える見込みのある従業員を確認することで、36協定の遵守の他、業務の属人化を防ぎ、過重労働を防止する。